

2011 年定例会・本会議（専決処分の報告に対する質疑）

○議長（吉井健二） 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。———櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） 議長より御指名をいただきましたので、一般会計補正予算（第3号）、歳出、総務費、総務管理費のうち過年度地域住宅交付金還付加算金について質問させていただきます。

まず、発生の原因、それから再発防止ということで質問させていただきます。

本件は、伊丹市において特定優良賃貸住宅制度、いわゆる特優賃、これが平成13年度からスタートしていると。一方で、国土交通省は、その後の平成18年度から公的賃貸住宅家賃低廉化事業ということをスタートさせたと。伊丹市においては、当然、後から国土交通省がこうした事業をやるということですから、その国庫補助金を活用して進めていこうと、そういうふうに考えたものと思われます。このこと自体は大変いいことだというふうに思います。

一方、注意しなければいけなかったのは、伊丹市の事業の対象と、それから後から始まった国の国庫補助の対象と、これは完全に一致はしていなかったと、ずれがあったと。特に、伊丹市の事業のほう幅が広く、国庫補助対象のほう幅が狭かったと。しかしながら、そうしたことを確認せずに国庫補助対象外の世帯分の国庫補助金の交付も申請してしまったというのが現状だろうというふうに思います。

そこでお尋ねしますけれども、市の当局の担当者が国庫補助対象要件を誤って理解したと、それが今回このような事故といえますか、ミスが発生したことの第一の原因というふうに理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。

また、今回の交付金還付に関しては平成19年度、20年度、21年度、3年度分ということになっておりますけれども、普通担当者であれば、最初の初年度やった事業の書類を見ながら、それを前年を踏襲するような形で事務処理をするのが一般的であろうかというふうに思います。すべての事業について一からチェックをしてやるということは、確かに理想論としてはそうあるべきかもしれませんが、現状においてさまざまな補助金ある中で、すべての補助事業について一から全部チェックするというのは業務負担を考えれば現実的ではないというふうに思います。

したがって、新規の事業を活用するとき、ないしは制度の変更があったときには、これは大変注意しなければいけないと。細心の注意を払って、それで一番最初に間違いがないようにするということが肝心であろうかというふうに思います。新規の国庫補助申請に当たっては、市の中で、もちろん十分検討するというのも必要でしょうけれども、あわせて例えば県庁に確認するなどして、細心の注意を払って間違いがないようにするべきかというふうに思います。

したがって、またここで質問させていただきます。初年度の補助事業の申請に当たっては、つまり平成18年度の申請に当たっては、補助申請の適否について県庁または国土交通省に確認されたのでしょうか。もし確認したのであれば、県庁または国土交通省からどのような指導、助言があったのでしょうか、お聞かせください。

さらに、補助申請の適否について、部署内においてはどのような確認がされておりました

2011 年定例会・本会議（専決処分の報告に対する質疑）

でしょうか。担当者に任せきりというふうになっていたのか、それとも課長、部長などの上長がチェックを適切に行っていたのかどうか、その辺をお聞かせください。

次に、加算金の支払いでございます。交付した側にも、もしかしたら一定の責任があるのではないかというふうに私は考えます。つまり、初年度、平成18年度には伊丹市のほうが国に対して県を通じて申請をし、それが無事に受理をされた。そして、国また県は伊丹市の申請を受理して補助金を交付したということでございます。無事に国庫補助金を受けられたということですから、いろんな書類等にも問題はなかったと、また制度上の利用についても問題はなかったというふうに伊丹市の側が解釈しても、それは特に責められるものではないというふうに思います。逆に言えば、平成18年度の際に、国、県がこれは違ってるよというふうに指摘してくれれば、平成19年度以降このような問題がずっと続けて起こるということにはなかったんだろうというふうにも思います。

したがって、伊丹市だけが一方的に加算金ということで約400万円を支払わなきゃいけないというのは、何か納得できない部分があるかというふうにも思います。国、県に責任はないということならば、国、県は何をチェックしてたのかということにもなります。

ここで尋ねたいです。国、県も国庫補助金を交付したのだから、交付した側の責任があるんじゃないでしょうか。したがって、加算金について、国、県がその責任に応じて一部負担すべきではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

さらに、これが一番大事なところだと思いますけども、市民に対する責任でございます。今回、諸費として加算金を支払うということになれば、これは実質的に市民の税金を使って加算金を払うと、一般財源から負担するということになってしまいます。市役所の業務のミスであるにもかかわらず、市民が加算金約400万円を負担しなければいけない。この400万円負担したからといって、何ら市民の行政サービス向上するわけではございません。これを負担しなければいけないということにも若干の違和感を感じております。

そこで質問いたします。本件について、関係職員に対してどのような処分がなされたのでしょうか。また、最終的な加算金の負担はだれがするのでしょうか。また、負担の考え方について御説明ください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（吉井健二） 増田健康福祉部長。

○番外（健康福祉部長増田 平）（登壇） ただいまの報告第28号のうちの専決第14号に関する御質問にお答えいたします。

本件につきましては、先ほど市長から説明がありましたように、地域住宅交付金の一部を国庫へ返還する必要が生じ、その処置に緊急を要したため、去る11月15日に専決処分により処置させていただいたものでございます。その詳細につきましては、既に議員の皆様へ御説明させていただいておりますとおりでございますが、本市の特定優良賃貸住宅におきまして、公的賃貸住宅家賃低廉化事業を実施するに当たり、国から地域住宅交付金を受けておりましたが、当該事業の対象事業費の算定が誤っていたことから、結果として過大な交付金を受けていたため、その交付金について国土交通省より返還請求を受けることになったものでございます。

2011 年定例会・本会議（専決処分の報告に対する質疑）

そこで、まずこのたびの事案の発生原因についての御質問でございますが、当該交付金の対象事業費の算定に当たりまして、一つには、補助の対象要件について十分に理解できていなかったこと、さらには、交付申請の事務処理等について十分に確認及びチェックができていなかったことにより、結果として国庫補助の対象とならない事業費までも含めて交付申請していたことによるものでございます。

担当者が国庫補助対象要件を誤って理解したことが第一の原因かとのことでございますが、本市が行っております若年世帯等家賃支援事業につきましては、その事務を伊丹市都市整備公社に委託しております関係で、都市整備公社から受けたデータをもとに住宅課において交付金申請を行っております。そのような事務の流れになっている中で、双方において当該補助事業についての理解が不十分であったこと、さらに先ほども申しましたように、これを確認し、チェックする体制が不十分であったことから、こうした事態を招いたものでございます。

次に、初年度の補助申請の際に、補助対象事業等の適否について国や県に確認したのかとの御質問でございますが、もちろん補助申請を行った際の文書や書類は文書取扱規則に従い保管いたしておりますが、その申請を行うに当たり、県や国に確認をしたかどうかについては不明でございます。本事業につきましては、対象事業費の算定がかなり複雑かつ煩雑なため、場合によっては県に確認することもあったかもしれませんが、そうした県や国に確認した日時や内容等についての記載は残っておりません。

次に、本市内部において、補助申請の適否についての確認はどのようにしていたのかとの御質問についてでございますが、まず、今回の場合では、特定優良賃貸住宅に入居されている個別の入居台帳等をもとにした世帯ごとの個別データから当該交付金の対象となる世帯を抽出する作業については担当職員に任せており、その後、上長により、担当から起案された文書並びに交付申請書類において、その申請額などの検算あるいは提出書類の不備がないかなどの確認やチェックを行っていたものでございます。

次に、加算金の支払いに関する御質問のうち、国庫補助金を交付した国や県もその責任に応じて負担すべきではないかとの御質問についてでございますが、まず補助金の返還につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 18 条におきまして、各省各庁の長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならないとなっております。今回の事案につきましては、国庫補助金等交付決定取り消し通知と同時に、国庫補助事業補助金返還命令を受けたものとなっております、まさにこの規定に基づき、補助金の返還を行うものでございます。

また、加算金の返還につきましては、同法第 19 条におきまして、補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を国に納付しなければならないと規定されており、基本的に補助金を取り消された場合には必ず納付しなければならないものとなっております。

そこで、御質問のように、加算金については、本市からの補助申請を問題なしとしていた

2011 年定例会・本会議（専決処分報告に対する質疑）

国や県もその責任に応じて負担すべきではないかとのことですが、本市がそのようなことを言える立場にないことは御理解いただきたいのですが、責任という意味では、今回の会計検査院が兵庫県知事に送付する検査結果の通知文書に、このような事態が生じていたのは、伊丹市において、対象額の算定に当たり算定の対象となる住戸等についての理解が十分でなかったこと、また兵庫県において、受理した交付金交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められると記載されており、兵庫県にもその責任を問われた内容となっております。しかしながら、補助金返還に伴う加算金につきましては、さきの法律におきまして、あくまでも補助事業者が国に納付することとなっております、今回の事案につきましては、補助事業者である本市が負担すべきものとなっております。

最後に、加算金を本市が負担するものとして、その最終的な負担はだれが担うのかとの御質問でございますが、最終的に結果として市民の皆様にご負担を願うこととなりますことはまことに遺憾で、申しわけなく思っているところでございます。今回の事案につきましては、職員が日常的に職務に専念する中で生じたものであり、職員の賠償責任が問われる故意または重大な過失があったかどうかを客観的に見た場合、確かに制度を十分に理解できていなかったこと、またその確認が不十分であったことから生じたものではございますが、本件に関して違法あるいは不当な事務処理が行われていたわけではなく、関係していた職員に道義的責任を問われるものではないことから、個人の責任において償うべきものではないと判断いたしております。

また、関係職員に対してどのような処分がなされたのかということにつきましては、先ほど、本事案に対しては、職員の故意または重過失によるものではないと申し上げましたが、事実として事務処理が適切には行われていなかったことから生じたものであり、本事案の詳細が明らかになった時点におきまして、既に私を含めて関係職員に厳重注意がなされたところでございます。

最後に、今回のこうした事案が生じたことを重く受けとめ、当該補助事業に限らず、補助対象要綱等の熟知のための課内研修や定期的な打ち合わせをこれまで以上に綿密に行い、これに加えて、上長のチェック体制の確立を図り、再発防止に努めてまいります。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉井健二） 櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） 続きまして、2回目の質問と、あと要望をさせていただきます。

つい1週間前、大阪府知事選挙、大阪市長選挙のダブル選挙というのがございました。このダブル選挙におきましては、大阪都構想というのが争点になっておりまして、この中で大阪府と大阪市の府市あわせ、大阪府と大阪市の役割分担を見直すと、重複行政をなくして行政の効率化を推進するというのが争点となっております。大変な盛り上がりの選挙、これは候補者の個人的なキャラクターによるところもあろうかとは思いますが、しかし、今回の選挙を通じて、大阪のみならず、全国的にも重複行政の問題というのがクローズアップされたものというふうに思います。この重複行政の問題というのは、大阪固有の問題ではなく、日本全国共通の問題であろうというふうにも思いますし、また兵庫県でも大きな課題

2011 年定例会・本会議（専決処分の報告に対する質疑）

というふうになっておるかと思えます。そうしたことも踏まえつつ、今回の事案におきましても、やはり国の補助金という中で、それが県を通じて市に交付されるという手法というふうになっておりますけれども、こうした中で国、県、市の役割分担というのをしっかりともう一度考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうにも思うわけです。

今回、交付される側であるところの伊丹市からしてみれば、誤った申請をしてしまったと、そのことについては大変いけないわけですがけれども、しかし、けしからんというふうにしてしかられて、会計検査院からもしかられ、また兵庫県からもしかられ、そして加算金まで徴収されるということになってしまいました。

私自身、過去の職務経験から会計検査院のチェックを受けるという経験もございましたけれども、会計検査院がこのように指摘をしてくる、調査をしっかりとってくるというのは、実は大体複雑奇怪な制度があるときに、ここはつづけば何か出てくるだろうというふうにならぬを定めてチェックをしてくるということが多分にございます。今回も国土交通省の公的賃貸住宅家賃低廉化事業というのは、もしかしたらそういった面で会計検査院が目をつけていたと、先ほど部長からも複雑、煩雑という制度でありましたという御答弁もありましたけれども、このようなある種難しい制度であったということも、一つ、ミスが誘発された原因であったのではなかろうかというふうにも思います。

盗人たけだけしいとまた言われるかもしれないけれども、市にしてみれば、国が使いにくい制度をつくっておいて、あとはよきに計らえとあって、それで一生懸命頑張って申請しましたと、しかし、間違えてしまいましたというので加算金を徴収されてしまうということだと、本当になかなかつらいものがあるなというふうにも思います。

一方で、交付する側であるところの、特に県ですけれども、県もまた会計検査院に不備があったというふうにしてしかられておるわけですが、県は何をチェックすればいいのかということもまた問題になってくるわけです。書類の方式的なもののみをチェックするというのであれば、あれこれ市に対して資料要求するようなことはやめてもらって、市の責任においてやると、もし間違いがあれば加算金も市が払うということでもう割り切るべきであろうかと思えますし、もし実態要件もチェックをすると、資料もあれこれ提出するということになれば、最後の最後までしっかりと責任を持って加算金も一定分負担するというふうな制度になるべきだろうというふうにも思います。

現行の法制度はそういうふうにはなっていないということですが、ただ、現行の県、市におけるチェック体制というのが必ずしも明確にはなっていないと、このままでは大変不幸な状況になるのではないかと。すなわち、県におきましては、会計検査院に注意をされたら、これは大変不名誉なことだということで、今後一層市を厳しく監督していくと、あれこれ資料をいっぱい出せと、どんどん厳しく監督をしていくことになろうかと思えます。一方、市のほうでは、資料作成の負担がふえるということで、資料作成負担がふえて、その結果としてミスが減ればいいんですけれども、本当にそれでミスが減るのかどうかというのもまた別の問題でございますから。そうした関係で、今回の会計検査院の指摘に伴って不幸な状態が続くというようなことがあってはいけないというふうにも思います。

したがって、これはむしろ議員のほうの宿題かもしれないけれども、やはり県や国

2011 年定例会・本会議（専決処分の報告に対する質疑）

に対して地方分権のあり方というのをしっかり問うていかなければならないと思いますし、また市役所の中におきましても、国、県、市の役割分担というのをどのように進めていけばいいのかと、具体的な事象についていろいろまた情報提供といいますか、教えていただければというふうに思います。

また、一括交付金ということが国のほうで話題になっておりますが、この点からも御指摘させていただきます。そもそも国の補助制度が煩雑かつ複雑であるということが本件の発生原因ではなかろうかということも、先ほど来、私指摘させていただいておりますけれども、もしこれがいわゆるひもつき補助金ではなく一括交付金であれば、このような問題は生じないということになります。地方分権がさらに推進し、一括交付金化ということになれば、交付される側も本当に市民のことを第一に考え、国の制度がどうのこうのということは考えずにしっかりと市民に向けて行政サービスを行うということが出来ますし、また交付する側も一々書類をチェックするという事もしなくて済むと。

現状におきましては、ひもつきということでもいろんな制度があるものですから、ルールがあるものですから、そのルールに合ってるかどうか、交付申請する側であるところの伊丹市もその制度をしっかり勉強して、そのための書類を山ほどつくらなければいけませんし、また交付する側の国、県においても提出された書類を一々チェックをしなければならぬ。これは大変な事務作業で、しかし、こうした事務作業をやっているからといって市民にとって何らいいことがあるわけではないんですね。本来的にそうした直接市民に役に立たないというか、裨益しない事務作業はなるべく減らして、本当に市民に向き合うような行政をやるべきかというふうに思います。

そうした意味におきましても、これもまた市議会の中で議論してもなかなか難しいところはございますが、一括交付金化ということ、それから地方分権をさらに推進していくということ、これを県議会、それから国会に対して求めていくということでございますし、またそうした問題意識、具体的な問題点を市役所の中からもいろいろお知らせいただければというふうに思います。

さらに、最後になりますけれども、内部統制という問題からちょっと質問をさせていただきます。

補助事業が多種多様で複雑奇怪であるということは、幾ら文句を言っても、これは現状においてそうなっているということですから、これを前提として、これに対応できるような、複雑奇怪な補助金制度に対応できるような体制を当面は構築していかなくちゃいけないということだろうというふうに思います。

先ほど来、申し上げておりますけれども、新規の事業または制度変更があったときには県に対して補助金としての適否の確認をすると、また金額が大きい補助事業については、内部におきましても、例えば官房部門と言われるような管理部門、それが総務部になるのか総合政策部になるのか、財政基盤部になるのか、それはまたわかりませんが、そうした官房部門と協議をします。部門を超えてダブルのチェックをするなどの慎重な手順を踏む。さらに、それらの記録をきちっと保存しておく。だれがどういうふうに判断したのかということ、これをしっかりと記録に残しておく。また、記録をつくる中で担当者が丁寧にこうした作業を

2011 年定例会・本会議（専決処分の報告に対する質疑）

すると、抜けていれば、記録がないということで、この手順が抜けていたということがわかるわけですから、気がつけばすぐにやり直すこともできます。また、もし今回のように不幸にして事故が発生した場合、ミスが発生した場合に、どこに問題があったのかということも事後的にチェックすることが可能であります。

こうした内部統制、しっかり進めていくべきだというふうに思いますが、そこで総務部長にお尋ねいたします。

内部統制の整備状況について、補助金申請業務においてこのようなミスが発生した原因、それから原因究明のための記録が十分に保存されていなかったことというのが今回の事件でございましたが、その背景には管理体制の不備というのがあるのではないのでしょうか。市当局における当時の内部統制の整備状況をお聞かせください。

また、再発防止のために、市当局の内部統制をどのように進めていくのかもお聞かせください。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（吉井健二） 阪上総務部長。

○番外（総務部長阪上昭次）（登壇） 私からは、市全体の事務処理のあり方についてお答えいたします。

今回の補助金申請業務におきまして過年度地域住宅交付金返還金及び還付加算金が発生した要因といたしまして、事務処理の観点から申し上げますと、平成18年度の新規事業開始時に当該事務処理の手順等につきまして、県等に確認した内容を踏まえたものを記録し、それを管理、保存、引き継ぎ等が的確になされなかったこと、また補助金申請業務についてのチェック体制が不十分であったことなどが上げられるものと考えております。

適正な事務処理の遂行につきまして、これまでも新規採用時におきまして事務処理の基本を、また管理職昇任時におきましては事務の進行管理等について研修を行ってきたところであります。今回の事態を踏まえ、このようなことが発生することのないよう、同様の補助金対象事業につきまして、その適切なチェック体制の確保について周知徹底を図ったところでありますが、今後、研修等の場を通じてさらに徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。